

「EnneGreen RE100」に関する約款

「EnneGreen RE100」に関する約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社エネット（以下「当社」といいます。）がご提供する電力売買契約のオプションプランである「EnneGreen RE100」の適用をお客さまが希望され、当社がこれを承諾した場合に適用される契約条件を規定したものです。なお、別途お客さまと取り交わす申込書または契約書（提供条件書等、契約書に類する書面も含みます。）（あわせて以下「契約書等」といいます。）において本約款と異なる内容を定めた場合、契約書等の定めを優先するものとします。

本約款は、別途、高圧・特別高圧のお客さまに交付する「電力売買約款（特別高圧・高圧）」、低圧のお客さまに交付する「電気供給約款（低圧）」（その後の変更等を含むものとし、あわせて以下「電力売買約款等」といいます。）と一体となって適用され、EnneGreen RE100 に関する契約条件となります。本約款に別段の定めのない用語の定義は、電力売買約款等に定める用語の定義に従うものとします。なお、EnneGreen RE100 の適用後、EnneGreen RE100 にかかる事項以外の事由により電力売買契約に変更が生じた場合においては、EnneGreen RE100 の効力には影響を及ぼさないものとします。

第1条 本約款の適用対象等

EnneGreen RE100 の適用対象となるお客さまは、当社が EnneGreen RE100 の適用を承諾したお客さまであって、当該お客さまの需要場所において、EnneGreen RE100 の適用期間の満了日まで電力売買約款等に基づき当社の電気が供給されているお客さまです。

第2条 EnneGreen RE100 の契約成立と適用期間

- (1) 本約款による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) EnneGreen RE100 の適用期間の開始日および満了日は、原則として、契約書等または電力売買約款等に定める通りとします。適用期間満了の 30 日前までに EnneGreen RE100 の適用終了または変更のお申し出がない場合は、適用期間経過後も契約書等または電力売買約款等に定める条件で継続されるものとします。なお、契約継続時に当社がお客さまに通知する事項は、電力売買約款等に規定されている内容に基づきます。また、当社との電力売買契約が解約された場合、その解約日をもって EnneGreen RE100 の適用は終了するものとします。

第3条 EnneGreen RE100 で供給する電気および EnneGreen RE100 電力量の算定

- (1) EnneGreen RE100 で供給する電気は、当社の電源構成（主に、天然ガス発電等）の電気に、以下の各号を全て満たした発電所由来の再エネ指定の非化石証書を使用した実質再生可能エネルギー電気とします。
 - イ) 運転開始から 15 年以内であること
 - ロ) 定常運転時に石炭混焼（起動時の石炭混焼は除きます）を行っていないこと
 - ハ) 電源種別が風力発電、太陽光発電、水力発電、バイオマス発電または地熱発電であること。ただし、水力発電、バイオマス発電においては、持続可能性が保証されていること

- (2) お客さまは、前項の再エネ指定の非化石証書について太陽光発電由来の非化石証書とすることを指定することができるものとします。ただし、お客さまがこの指定をした場合、第5条第1項で定める EnneGreen RE100 の料金単価は、非化石証書の指定に係る対価が加算された単価とします。
- (3) 「1月」の実質再生可能エネルギー電気の供給量（以下「EnneGreen RE100 電力量」といいます。）は、以下の算定式に従い算定します。算定式中の適用割合（%）は契約書等に定めた数値とし（低圧のお客さまの適用割合（%）については100%のみといたします。）、算定結果は小数点以下第1位を四捨五入します。

EnneGreen RE100 電力量＝

EnneGreen RE100 適用期間中の「1月」の使用電力量（kWh）×適用割合（%）

なお、EnneGreen RE100 で電気を供給することにより、非化石証書の持つ環境価値（非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値）、ゼロエミ価値（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号（その後の改正を含みます。））におけるCO₂排出係数が0kg-CO₂/kWhである価値）、環境表示価値（付加価値を表示・主張することができる価値）をいいます。以下同じ。）がお客さまに移転されるものとし、非化石証書の由来となった再生可能エネルギーの電源種別、発電設備名、設備の所在地、割当量（EnneGreen RE100 の適用期間にかかわらず、年度（当該年3月の計量日から翌年3月の計量日前日までをいいます。ただし、高圧・特別高圧のお客さまで計量日が毎月初日のお客さまについては当該年4月の計量日から翌年4月の計量日前日とします。以下同じ。）単位で算出するものとします。）について、翌年度の7月末までに通知（以下「本通知」といいます。）します。また、EnneGreen RE100 の適用期間の開始日または満了日が年度の途中である場合であっても、同様とします。なお本通知は、一般社団法人日本卸電力取引所及びその委託を受けた事業者が定める手順に従い、EnneGreen RE100 の適用を受けるお客さまに使用する全ての非化石証書について、当社が一定の単位でまとめて利用確定処理を行ったものに基づき通知するものとします。なお、当社が利用確定処理を行った証跡についてはお客さまに提供しないものとします。

- (4) 当社は、実質再生可能エネルギー電気の供給について、環境価値の数量集計や、トラッキング（非化石証書に、その由来となった発電所の属性情報（一般社団法人日本卸電力取引所及びその委託を受けた事業者が定める、発電設備名や設備の所在地等の情報）を付与することをいいます。）の申請業務を適切に行い、環境価値を適正に管理するものとします。なお、当社の責に帰すべき事由によって環境価値の適正な管理を怠り、お客さまに損害を与えた場合は、当社がその損害（現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まないものとします。）を賠償するものとします。
- (5) 当社がお客さまに提供する電力に使用する非化石証書は2025年3月改定のRE100 クライテリアに準拠すると当社で判断し、本約款の規定に基づいたものとします。RE100 クライテリアが改定された場合、当社は、改定後のRE100 クライテリアに準拠した非化石証書をお客さまに提供する電力に使用するものといたします。ただし、改定後のRE100 クライテリアに対応するために必要な期間は、改定前のRE100 クライテリアに

適合すると当社の判断した非化石証書を使用することによって環境価値を提供することがあり、また、RE100 クライテリアの改定の内容次第では、当社はお客さまに対して、改定後の RE100 クライテリアに準拠した非化石証書を使用した電力のご提供ができない場合があります。この 2 点について、お客さまは同意いただくものとします。なお、当社がお客さまに対して改定後の RE100 クライテリアに準拠した非化石証書を使用した電力のご提供ができない場合、お客さまと当社は、お客さまの申し出によりオプションプランの変更や本約款による契約の解約について誠実に協議をするものとします。

第4条 代替手段による環境価値

お客さまの予定以上の電力使用、発電所の停止、非化石価値取引市場の価格高騰や非化石価値取引市場の停止等により、当社がお客さまに提供する電力に使用する非化石証書量が不足する場合には、当社は日本において RE100 クライテリア（2025 年 3 月改定のもの）に適合すると当社の判断した代替手段（具体的には、第 3 条第 1 項に定める発電所由来の再エネ電力由来の J-クレジット等、または、第 3 条第 2 項で太陽光発電由来の非化石証書を指定した場合は、太陽光発電由来以外で第 3 条第 1 項に定める発電所由来の再エネ指定の非化石証書等）によって環境価値（再エネ電力由来 J-クレジットの場合は、ゼロエミ価値、およびお客さまにおいて調達した電気の「再エネ価値の使用」を主張することができる価値）を提供します。なお、この場合も第 3 条第 3 項の規定と同様、翌年度 7 月末までに必要な情報を通知するものとします。

第5条 料金

- (1) EnneGreen RE100 の料金単価は、契約書等に定める通りとします。なお、第 3 条第 2 項にて太陽光発電由来の非化石証書の指定をした場合は、契約書等に定める EnneGreen RE100 の料金単価には、その指定に係る対価が含まれるものとします。
- (2) 料金の算定期間は、「1 月」を単位として算定します。
- (3) 本約款の適用を受けるお客さまは、電力売買約款等で定める料金に加え、以下にて算定する EnneGreen RE100 付加金額を支払っていただきます。

EnneGreen RE100 付加金額＝

EnneGreen RE100 電力量×EnneGreen RE100 の料金単価

ただし、低圧のお客さまにおいて基本料金に最低料金の定めがある場合で、EnneGreen RE100 適用期間中の「1 月」の使用電力量が最低料金適用電力量未満であった場合、EnneGreen RE100 付加金額を算定する際の EnneGreen RE100 電力量は最低料金適用電力量とみなすものとします。なお、その場合でも第 3 条第 3 項の EnneGreen RE100 電力量は EnneGreen RE100 適用期間中の「1 月」の使用電力量とします。

第6条 免責

当社は、次の各号に定める事由により、第 3 条に従って実質再生可能エネルギー電気を

供給できない場合があります。この場合において、お客さまが損害を被ったとしても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。

- イ) 不可抗力（日照不足、天災地変、火事、停電、戦争、ストライキ、暴動などの場合を含むがこれに限りません。）による再生可能エネルギー由来の電気の発電不足
- ロ) 発電設備の損傷、故障、亡失等による発電停止
- ハ) 市場流通する非化石証書に基づく電力量の不足
- ニ) 売却される J-クレジットの不足
- ホ) その他当社の責めによらず、EnneGreen RE100 電力量の環境価値を確保できない状況

第7条 EnneGreen RE100 の変更および解約

- (1) お客さまが EnneGreen RE100 の変更（他の EnneGreen プランへの変更および適用比率の変更）を希望する場合には、希望日の 60 日前までに当社にそのことを書面にて申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出を受領した翌日から 30 日以内に承諾の可否について回答を行うものとし、当社がお客さまの申し出を承諾した場合、当該申し出を行った日から 60 日経過した後に到来する最初の計量日を変更日として EnneGreen RE100 を変更します。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から 60 日経過した後に到来する最初の計量日以外の適当な日を変更日とすることができます。
- (2) お客さままたは当社が、電力売買契約を継続しながら EnneGreen RE100 のみの解約を希望する場合には、希望日の 90 日前までに相手方にそのことを書面にて通知することで、お客さままたは当社は申し出た日から 90 日経過した後に到来する最初の計量日を解約日として EnneGreen RE100 のみを解約します。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から 90 日経過した後に到来する最初の計量日以外の適当な日を解約日とすることができます。

第8条 料金単価の変更

当社は、一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程が改定された場合、一般社団法人日本卸電力取引所が設定する非化石価値取引の価格制限が変更された場合または非化石証書の調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順により、EnneGreen RE100 の新たな料金単価を定めるものとします。

- イ) 当社は、新たな料金単価及びその適用開始予定日（以下「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を事前に書面にてお客さまに通知します。
- ロ) お客さまと当社は、新たな料金単価及び新料金単価適用開始予定日について、新料金単価適用開始予定日の 15 日前までに合意するものとします。
- ハ) 上記ロに定める期限までに、お客さまと当社との間で新たな料金単価及び新料金単価適用開始日予定日について合意ができない場合には、お客さままたは当社の申し出により、EnneGreen RE100 の解約ができるものとします。
- ニ) 上記イの当社の通知に対してお客さまが異議を申し立てない場合や、上記ハにより契約の解約が行われない場合は、新料金単価適用開始予定日から、上記イにおいて

当社が通知した新たな料金単価を適用するものとします。

第9条 その他

当社は電力売買約款等の規定と同じ手続きを経て、当約款の内容を変更することがあります。

2025 年 11 月
株式会社エネット